

第1章

計画の概要

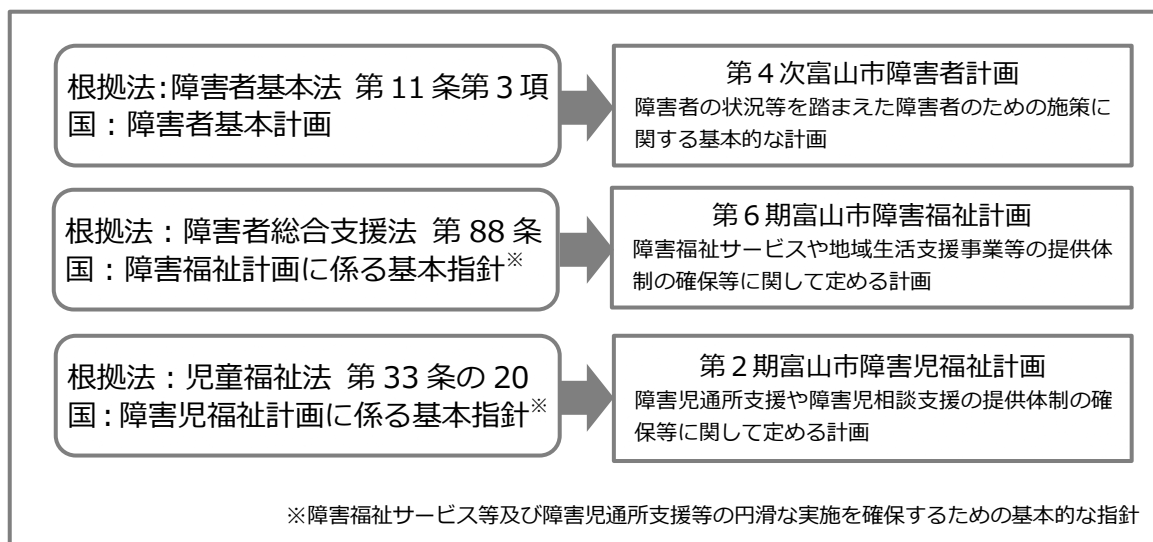
第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

本市においては、平成27年3月に障害者基本法に基づく「第3次富山市障害者計画」を策定し、障害者の福祉に係る施策を総合的・計画的に推進してきました。また、平成30年3月に、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）に基づく「第5期富山市障害福祉計画」を策定し、障害福祉サービスの提供体制の確保や相談支援をはじめ、地域生活支援に係る施策を計画的に推進してきました。あわせて、児童福祉法の一部を改正する法律を踏まえ、「第1期富山市障害児福祉計画」を策定し、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に係る目標に関する事項、及び各年度における指定通所支援及び指定障害児相談支援の種類ごとの必要な見込量等を定め、施策を計画的に推進してきました。

これらの計画は、令和2年度までを計画期間としており、このたび計画期間の満了に伴い、新たな国の制度や指針に基づく「第4次富山市障害者計画」及び「第6期富山市障害福祉計画」並びに「第2期富山市障害児福祉計画」を策定します。

策定にあたっては、前期計画の内容及び前期計画策定後の社会環境の変化や国の制度改正、本市の障害者を取り巻く環境の変化、並びにアンケート結果等に基づく障害者や障害児の課題やニーズ等を踏まえ、より実効性のある計画をめざして策定します。



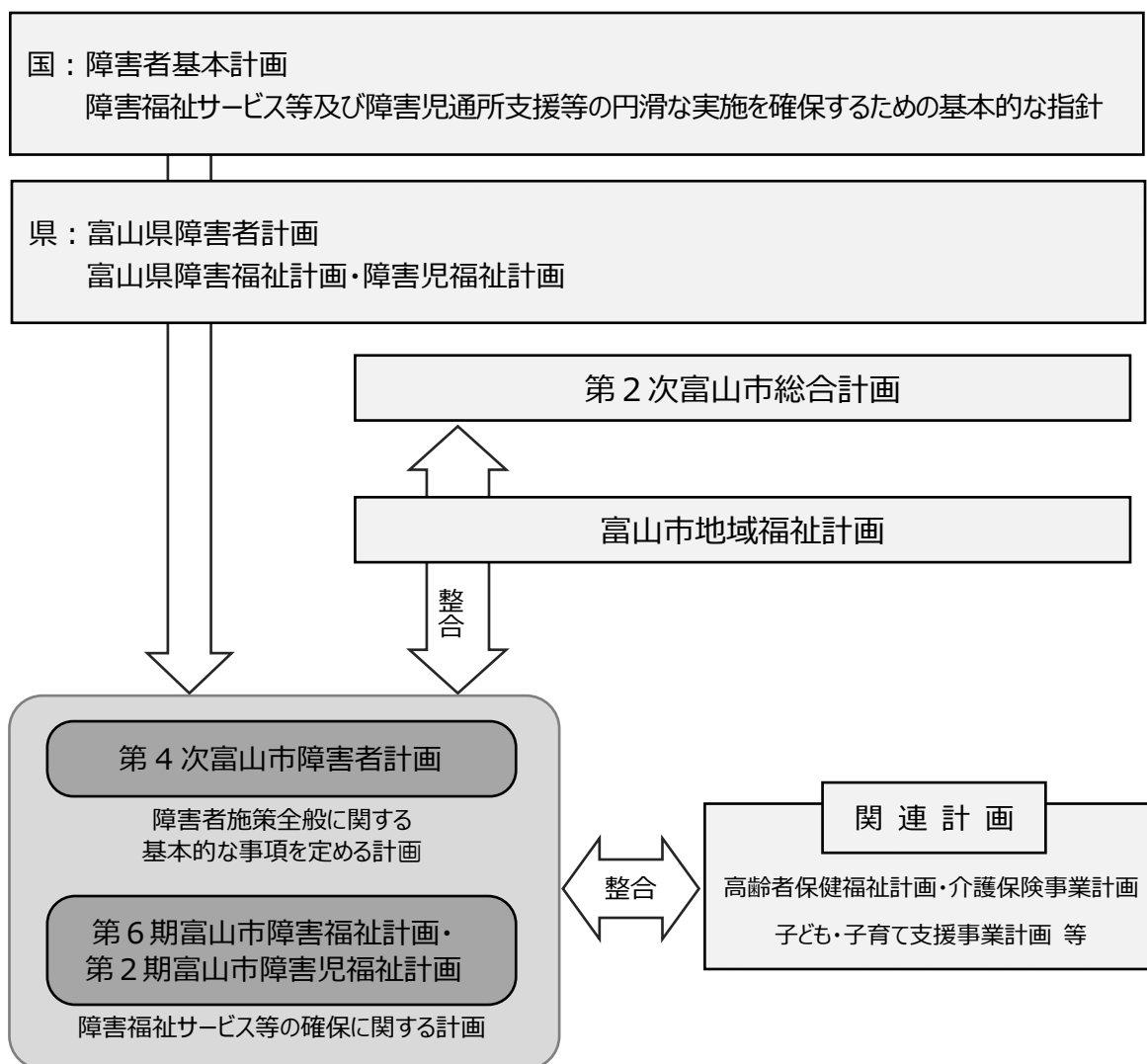
2 計画の位置付け

「第4次富山市障害者計画」は、障害者基本法の第11条第3項に基づく「市町村障害者計画」として、障害者施策全般に関する基本的な事項を定める計画です。

「第6期富山市障害福祉計画」は、障害者総合支援法の第88条に基づく「市町村障害福祉計画」として、障害福祉サービスの必要量及び必要量確保のための方策等を定める計画で、また、「第2期富山市障害児福祉計画」は、児童福祉法の第33条の20に基づく「市町村障害児福祉計画」として、障害児支援に向けたサービス提供体制の整備等を定める計画です。

本市では、それぞれの障害者施策の調和が保たれるよう、「第4次富山市障害者計画」、「第6期富山市障害福祉計画」、「第2期富山市障害児福祉計画」を一体的に策定します。

また、「富山県障害者計画」、「富山県障害福祉計画・障害児福祉計画」との調和を図りながら、市政運営の指針となる上位計画「第2次富山市総合計画」をはじめ、地域福祉の総合的な取組指針である「富山市地域福祉計画」等、関連する他の部門計画との整合性にも配慮しています。



3 計画の性格

「第4次富山市障害者計画」は、長期的視点に立って障害者の生活全般にわたる支援を行うための諸施策を規定する総合的な計画です。

一方、「第6期富山市障害福祉計画」及び「第2期富山市障害児福祉計画」は、成果目標や、障害福祉（障害児福祉）サービス及び地域生活支援事業の具体的なサービス見込量等を設定するものであり、「第4次富山市障害者計画」の基本施策Ⅲ「生活の質の向上に向けて」の実施計画という性格を有しています。

4 計画の期間

「第4次富山市障害者計画」の期間は、令和3年度から令和8年度までの6年間とします。「第6期富山市障害福祉計画」及び「第2期富山市障害児福祉計画」の期間は、国の指針に基づき令和3年度から令和5年度までの3年間とします。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和 元 年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
障害者計画	← 第3次						← 第4次 →					
障害福祉計画	← 第4期		← 第5期		← 第6期		← 第7期					
障害児福祉計画					← 第1期		← 第2期		← 第3期			

5 障害者施策をめぐる国等の動向

(1) 障害者差別解消法の施行

平成28年4月に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。この法律により、障害者基本法に定めた差別の禁止と合理的配慮の規定を具体化するため、障害を理由とする不当な差別的な取扱いの禁止や、合理的配慮の義務化等が定められました。

(2) 障害者雇用促進法の改正

令和元年6月に「障害者の雇用の促進等に関する法律（障害者雇用促進法）」が改正され、同年6月、同年9月、令和2年4月に段階的に施行されました。

この改正により、国及び地方公共団体は、その責務として、自ら率先して障害者を雇用するように努めることが明確化されるとともに、障害者である職員がその有する能力を有効に発揮して、職業生活において活躍することの推進に関する取組を実施することができるよう、障害者活躍推進計画を定めることとされました。また、短い時間であれば働くことができる障害者を雇用する事業主に対する支援として、新たに「特例給付金」が支給されることとなりました。

(3) 障害者総合支援法及び児童福祉法の改正

平成28年5月に「障害者総合支援法及び児童福祉法の一部を改正する法律」が成立し、一般就労に移行した障害者に生活面の支援を行う「就労定着支援」、施設やグループホームを出て一人暮らしとなった人を対象に定期巡回や随時対応を行う「自立生活援助」、障害児の居宅を訪問して発達支援を行う「居宅訪問型児童発達支援」等の新しいサービスをはじめ、高齢障害者を対象とした介護保険利用者負担の軽減等の制度が創設されました。また、都道府県及び市町村は、障害児福祉計画を策定することが義務付けられました。

(4) 成年後見制度の利用の促進に関する法律の施行

平成28年5月に「成年後見制度の利用の促進に関する法律」が施行されました。

この法律において、地方公共団体は、成年後見制度の利用の促進に関する施策に関し、国との連携を図りつつ、自主的かつ主体的に、その地域の特性に応じた施策を策定し、実施すること等が定められました。

(5) 発達障害者支援法の改正

平成28年6月に「発達障害者支援法」が改正され、同年8月に施行されました。

この改正により、国及び地方公共団体の責務として、発達障害者及びその家族その他の関係者からの各種の相談に対し、個々の発達障害者の特性に配慮しつつ総合的に応ずることができるようにするため、医療、保健、福祉、教育、労働等に関する業務を行う関係機関及び民間団体相互の有機的連携の下に必要な相談体制の整備を行うこと等が定められました。

(6) バリアフリー法の改正

平成30年5月に「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」が改正され、同年11月に施行されました。

この改正により、国民は、高齢者、障害者等の円滑な移動及び施設の利用を確保するために必要な協力をするよう努めること等が定められました。さらに、令和2年5月にも改正が行われ、令和2年6月及び令和3年4月に施行されます。この改正により、公共交通事業者等の施設設置管理者における取組の強化等が定められました。

(7) ユニバーサル社会実現推進法

平成30年12月に、「ユニバーサル社会^{注1}の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進に関する法律（ユニバーサル社会実現推進法）」が施行されました。

この法律により、政府は毎年1回、政府が講じたユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の実施状況を取りまとめ公表することや、関係行政機関相互の調整を行うことにより、ユニバーサル社会の実現に向けた諸施策の総合的かつ一体的な推進を図るため、ユニバーサル社会推進会議を設置すること等が定められました。

注1 ユニバーサル社会：障害の有無、年齢等にかかわらず、国民一人ひとりが、社会の対等な構成員として、その尊厳が重んぜられるとともに、社会のあらゆる分野における活動に参画する機会の確保を通じてその能力を十分に発揮し、もって国民一人ひとりが相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する社会。

6 障害保健福祉圏域

計画の策定にあたって、広域的な対応を必要とするものについては、障害保健福祉圏域で調整することとされています。本市は、滑川市及び中新川郡とともに構成する富山障害保健福祉圏域に属しています。

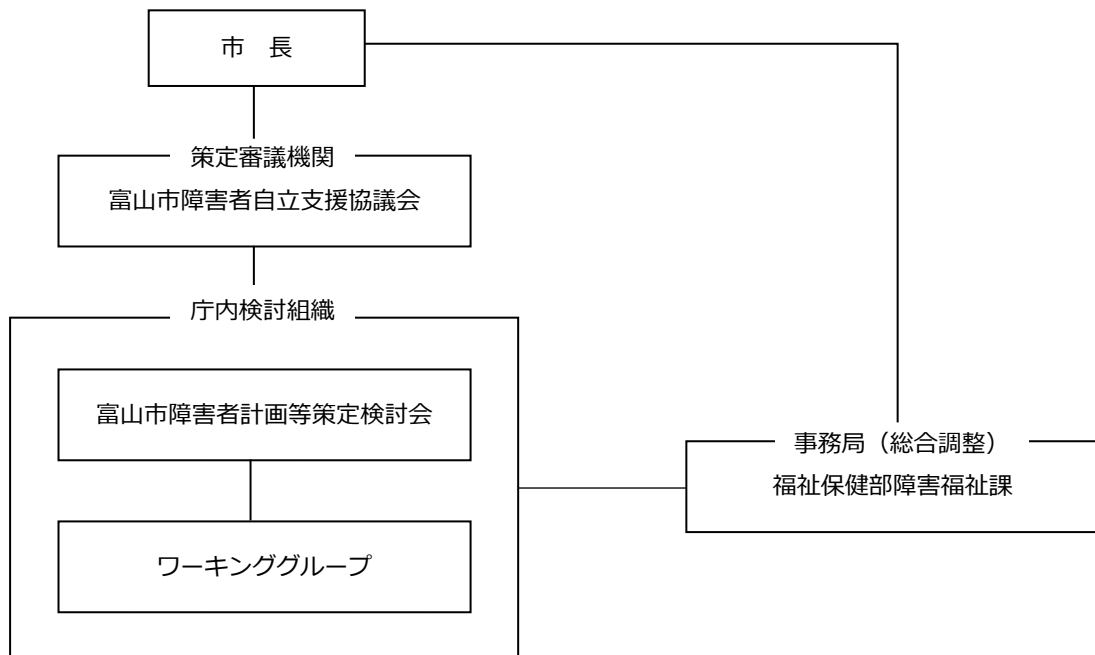
■ 富山県の障害保健福祉圏域



7 計画の策定体制

計画の策定にあたっては、審議・策定機関として富山市障害者自立支援協議会、調査・研究機関として富山市障害者計画等策定検討会及びワーキンググループを設置し、これらを総合的に調整しながら推進するため、福祉保健部障害福祉課が事務局を担当しました。

■ 富山市障害者計画等策定体制



名 称	構 成 員	役 割
富山市障害者自立支援協議会（20人）	○学識経験者 ○福祉・保健事業等の関係者 ○障害者施設の代表者 ○障害者団体の代表者 ○教育・雇用機関の代表者 ○その他	障害者計画・障害福祉計画に関し必要な事項について調査、審議し、計画を策定する。
富山市障害者計画等策定検討会（20人）	座長は福祉保健部次長（福祉担当）、 検討員は関係施策を所管する部の次長	障害のある人に関する施策についての調査・研究を行うとともに、各部署間の相互調整・連携を図る。
ワーキンググループ	上記検討員がその所属課長等の中から推薦した者	